

短時間雇用における就労継続支援 B 型事業所の併用について

障害者社会参加・就労支援課

1 併用までの手順について

就労継続支援 B 型事業所を利用しながら、雇用契約（短時間雇用）を併用して行う場合は、2 の要件を満たすものであって、以下の手順を踏むこととする。

- (1) 短時間雇用を希望する利用者がいる事業所は企業応援センターかわさきに登録をする。
- (2) 短時間雇用を希望する利用者については、定着支援のため地域就労援助センターに登録をする。
- (3) 企業応援センターかわさきから送付される求人票に応募をするときは、地域就労援助センターを通じて行うものとする。
- (4) 企業応援センターかわさきから川崎市に対して、併用の希望者がいることを報告する。この際、利用者が実習を終えているか等の段階は問わない。また、川崎市は区役所の高齢・障害課に利用者が短時間雇用と B 型の併用を希望していることを通知する。
- (5) 企業応援センターかわさき及び地域就労援助センター、川崎市担当課の会議において、利用についての協議を行う。
- (6) 協議が完了し、継続利用が承認された場合、当該事業所並びに各区役所に意見書を送付する。
- (7) 協議において併用が承認され、雇用契約が成立した利用者については、支給決定を受けている各区役所に対して支給量の変更申請を行い、就労継続支援 B 型の利用を継続する。

2 就労継続支援 B 型併用の条件について

就労継続支援 B 型との併用をするものにあつては、以下の条件すべてに合致するものを対象とする。

- (1) 雇用契約成立前から就労継続支援 B 型事業所を利用していること。
- (2) 利用する就労継続支援 B 型事業所が企業応援センターかわさきに登録をしていること。
- (3) 企業応援センターかわさきの求人に応募していること。
- (4) 週 20 時間未満の雇用契約であること。
- (5) 就労時間外において、就労継続支援 B 型事業所の支援が必要と認められること。